

秋田県 LED 照明設備切替促進等に伴う J-クレジット利活用促進事業における 連携パートナー選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 公募の趣旨

この要領は、県と連携して県内事業者等による省エネ設備への更新及び新規導入等（以下「脱炭素行動」という。）の実践拡大によって生じる環境価値の有効活用を図る仕組みの構築に取り組む民間事業者（以下「連携パートナー」という。）を選定するための公募（以下「本公募」という。）の実施に際して、必要な事項を定めたものである（以下「本要領」という。）。

連携パートナーの選定に当たっては、環境価値の有効活用の観点から、国内における地球温暖化対策のための排出量削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という。）に基づき連携パートナーが運用しているプログラム型プロジェクト（以下「連携プログラム」という。）の運用・販売のノウハウ、広報宣伝、クレジット販売益を活用した地域貢献手法等に着眼したプロポーザル方式の公募を実施する。

2 事業の概要

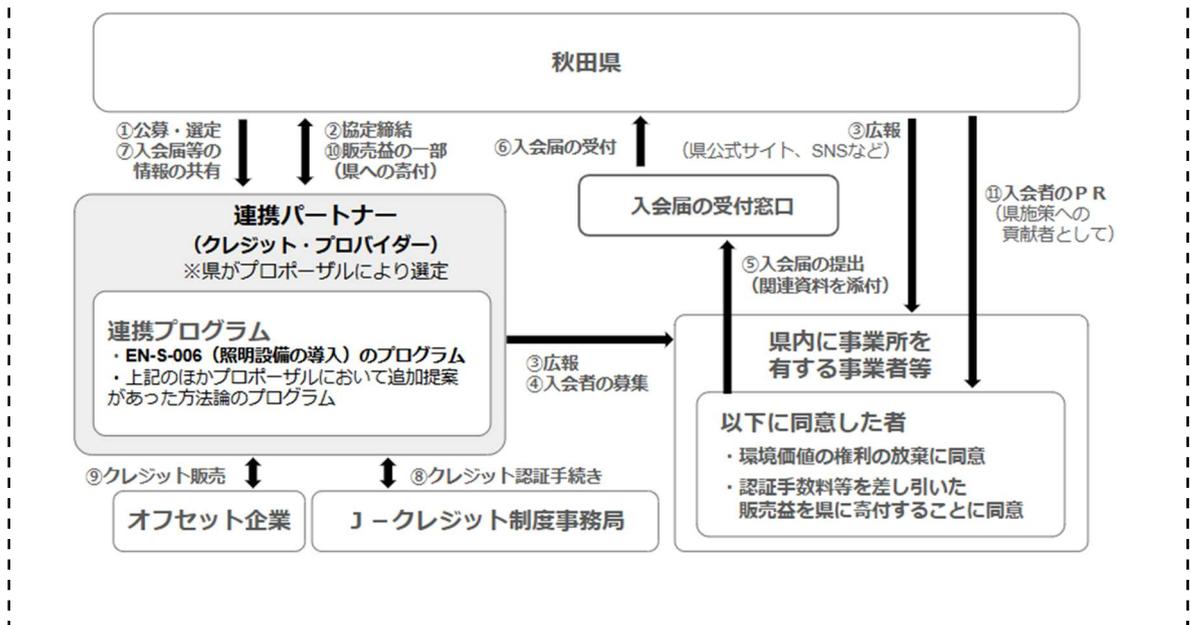
(1) 事業の名称

秋田県 LED 照明設備切替促進等に伴う J-クレジット利活用促進事業（以下「本事業」という。）

(2) 本事業の内容

秋田県 LED 照明設備切替促進等に伴う J-クレジット利活用促進事業仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

【本事業の概略図】



(3) 事業の実施期間

協定締結の日から令和19年3月31日までとし、下表のとおり連携プログラムへの入会促進期間と認証・販売期間で構成する。

なお、認証期間の延長等により事業の実施期間の終了後に連携プログラムにおいて認証されるJ-クレジットの取扱いについては、県と協議のうえ決定するものとする。

入会促進期間	認証・販売期間
令和8年度 (募集開始日から令和9年3月31日まで)	令和9年4月1日から 令和17年3月31日まで
令和9年度 (令和9年4月1日から令和10年3月31日まで)	令和10年4月1日から 令和18年3月31日まで
令和10年度 (令和10年4月1日から令和11年3月31日まで)	令和11年4月1日から 令和19年3月31日まで

(4) 連携プログラムにおける方法論

- ① EN-S-006 (照明設備の導入)
- ② その他連携パートナーから追加提案があった方法論 (県内事業者等がその経営規模の大小や業態等に係わらず参加可能なものに限る。)

(5) 事業実施に係る費用

本事業を実施するために必要となる経費は、連携パートナーが連携プログラムで創出したJ-クレジットの販売益から得る手数料や自己資金等を充てることとし、県は負担しないものとする。

3 参加資格に関する事項

本要領及び仕様書等の趣旨を理解し、本事業に関する能力がある事業者で、参加申出書提出時点において、次の事項をすべて満たすものとする (ただし、(11)及び(12)を除く。)。また、複数の事業者が共同で参加する (以下「共同事業体」という。) 場合は、構成するすべての事業者において要件を満たすとともに、(11)及び(12)も満たすこと (ただし、(1)及び(2)については共同事業体に参加しているいずれかの事業者が満たしていれば良いものとする。) 。

- (1) J-クレジット制度において国から「J-クレジット・プロバイダー」として登録認定をされていること。
- (2) 県内事業者が入会可能な「EN-S-006 照明設備の導入」の方法論のプログラムを運用していること。
- (3) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者 (同法第33条第1項に規定

- する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) プロポーザル参加申出書の提出日から受託候補者を選定する日までの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者であること。
 - (6) 秋田県暴力団排除条例(平成23年秋田県条例第29号)第2条第2号に掲げる暴力団員又は同条第1号に掲げる暴力団と密接な関係を有する者に該当しない者であること。
 - (7) 法人税、消費税、県税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (8) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
 - (9) 本業務の実施について、県の求めに応じて速やかに来庁し、かつ日本語で対応できる体制を整えている者であること。
 - (10) 別に設置する「秋田県LED照明設備切替促進等に伴うJ-クレジット利活用促進事業における連携パートナー事業者選考審査委員会」の委員が自ら主宰し、役員、顧問若しくは構成員として関係する法人及びその他の組織でないこと。
 - (11) 複数の事業者が共同して参加する場合は、いずれかの事業者に統括責任者を置くものとし、代表して必要な手続きを行うものとする。
 - (12) 複数の事業者が共同して参加する場合は、いずれの事業者も単独又は他の事業者と共同して参加することはできない。

4 実施のスケジュール

本公募のスケジュールは以下のとおり。

- (1) 公募開始
令和8年3月26日(木)
- (2) 実施要領等に関する質問受付期限
令和8年4月15日(水) 午後5時まで(必着)
- (3) 質問に対する回答期限
令和8年4月24日(金)
- (4) 参加申出書の提出期限
令和8年5月8日(金)
- (5) 参加資格確認結果の通知
令和8年5月13日(水)
- (6) 企画提案書の提出期限
令和8年5月20日(水) 午後5時まで(必着)
- (7) 書類審査の実施
令和8年5月下旬
- (8) 審査委員会の実施
令和8年6月中旬

- (9) 審査結果の通知
令和8年6月下旬
- (10) 協定締結
令和8年7月上旬

5 問い合わせ・各種書類提出先

〒010-8572

秋田県秋田市山王四丁目1-1 秋田県庁本庁舎5階

秋田県生活環境部温暖化対策課 調整・省エネルギーチーム

電話：018-860-1573 メールアドレス：en-ondanka@pref.akita.lg.jp

6 参加申出に関する事項

本公募に参加を希望する者は、以下の書類を、前記5に持参又は郵送により提出すること。

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加申出書（様式1）
- ② 誓約書（様式5）
- ③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
申出日から3か月以内のもの。
- ④ 納税証明書（国税）
税務署が発行する法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書で、申出日から3か月以内のもの。
- ⑤ 納税証明書（県税）
秋田県の県税事務所が発行する県税の完納証明書で、申出日から3か月以内のもの。県内に事業所がない場合は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えることとする。
- ⑥ 定款又は規約
- ⑦ 直近2事業年度の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）の写し
ただし、法人設立から2年を経過しておらず、2か年分の財務諸表の提出が困難な法人の場合は、直近の財務諸表1か年分に、自社の財務状況を説明する任意様式の資料を添えて提出すること（なお、設立1年未満の場合は、参加申出不可とする。）。
- ⑧ 会社概要書
設立年月日、所在地、事業内容、組織体制等が記載されたもの（パンフレット等による代替も可とする）。
- ⑨ 地方公共団体と連携して実施したEN-S-006の方法論によるJ-クレジット創出事業又は類似事業の契約書等の写し（3件まで）
- ⑩ 共同企業体結成届（様式6）
複数の事業者が共同して参加する場合に提出すること。

① 共同企業体協定書（任意様式）

複数の事業者が共同して参加する場合に、共同企業体協定を結ぶ目的のほか、以下の内容を記載した共同企業体協定書を作成して提出すること。

共同企業体の名称、事務所の所在地、成立の時期及び海産の時期、構成員、代表者の名称、代表者の権限、構成員の出資割合、運営のための協議体制、構成員の責任、委託料の振込先、決算、権利義務の譲渡の制限、構成員の脱退に対する措置、構成員の除名、構成員の破産又は解散に対する措置、代表者の変更、解散後の契約不適合責任、協定書に定めのない事項

(2) 提出期限

令和8年5月8日（金）午後5時【必着】

なお、受付は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時までの間に行う。

ただし、郵送の場合にあっては、令和8年5月8日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 参加資格確認結果の通知

令和8年5月13日（水）までに参加資格確認結果を電子メールで通知する。

7 質問の受付及び回答

募集要項の内容、その他本プロポーザルに関する質問については、次のとおり受け付ける。

(1) 質問方法及び提出先

質問は、質問書（様式2）を電子メールにより前記5に送付すること。

※メール送信後、電話にて到達確認をすること（到達確認をせず、システム不具合等で不達の場合、県は責を負わない。）。

(2) 受付期間

令和8年4月15日（水）午後5時まで

(3) 質問の回答

質問に対する回答は、電子メール又はFAXのいずれかにより質問者に直接回答するとともに、令和8年4月24日（金）以降、県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札・コンペ」－「コンペ情報」に掲載する。

8 プロポーザルへの参加手続き

参加申出を行い、プロポーザルへの参加を希望する者は、以下の書類を作成し前記5に持参又は郵送により提出すること。

(1) 提出書類

① 企画提案書 表紙（様式3）

② 企画提案書（様式4）

(2) 提出部数

各7部

(3) 提出期限

令和8年5月20日(水)午後5時【必着】

なお、受付は土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時までの間に行う。ただし、郵送の場合にあっては、令和8年5月20日(水)午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

9 企画提案書の作成

プロポーザルへの参加手続きの際に提出する企画提案書(様式4)には、仕様書を参考に以下の項目について記載すること。

なお、仕様書に記載されている内容は最低限実施するものであり、企画提案書には、その内容を基に可能な限り具体的な提案を記載すること。

(1) 事業の実施体制(様式4別紙1)

統括責任者、プロジェクトリーダー、業務責任者及び担当者等の人員体制と、それぞれの経験・資格・能力等を具体的に記載すること。また、それら人員体制の業務内容についても具体的に記載すること。

また、外部協力者との連携により事業を実施する場合には、外部協力者及びその役割についても具体的に記載すること。

(2) 事業の実績(様式4別紙2)

提案者が過去に地方自治体と連携して実施した、EN-S-006の方法論のプログラムによるJ-クレジット創出事業又は類似事業※の実績について記載すること

(EN-S-006以外の方法論のプログラムを追加提案する場合には、その方法論のプログラムによるJ-クレジット創出事業の実績も合わせて記載すること。)

また、本事業を実施する上で重要となるポイントや実績を踏まえた優位性等があれば、具体的に記載すること。

※ 類似事業とは、地方自治体と連携して実施したEN-S-006以外の方法論のプログラムによるJ-クレジット創出事業(ただし、農業(AG)及び森林(FO)の方法論によるものは除く)をいう。

(3) 事業実施スケジュール(様式4別紙3)

本事業の開始から完了までの事業実施スケジュールを具体的に記載すること。

(4) 広告宣伝について(様式4別紙4)

本事業の入会促進期間で想定される入会件数(目標値)を示し、その実現に向けて、県が行う広告宣伝とは別に、提案者が行う効果的な広告宣伝について、使用する媒体、実施方法、実施頻度等、具体的な提案を行うこと。

(5) 入会手続き等のフォローについて(様式4別紙5)

入会手続きやモニタリングの実施等に際した入会者へのフォロー手法について、実施方法、実施頻度等、具体的な提案をすること。

(6) 問合せ対応について（様式4別紙6）

本事業に関する問合せや苦情への対応について、実施体制（コールセンターの設置等）、問合せ方法（電話、インターネット、メール、SNS等）、対応期間等、具体的な提案を行うこと。

(7) リスク管理について（様式4別紙7）

本事業を実施するに当たって想定されるリスクやその予防策、対応策について、具体的な提案を行うこと。

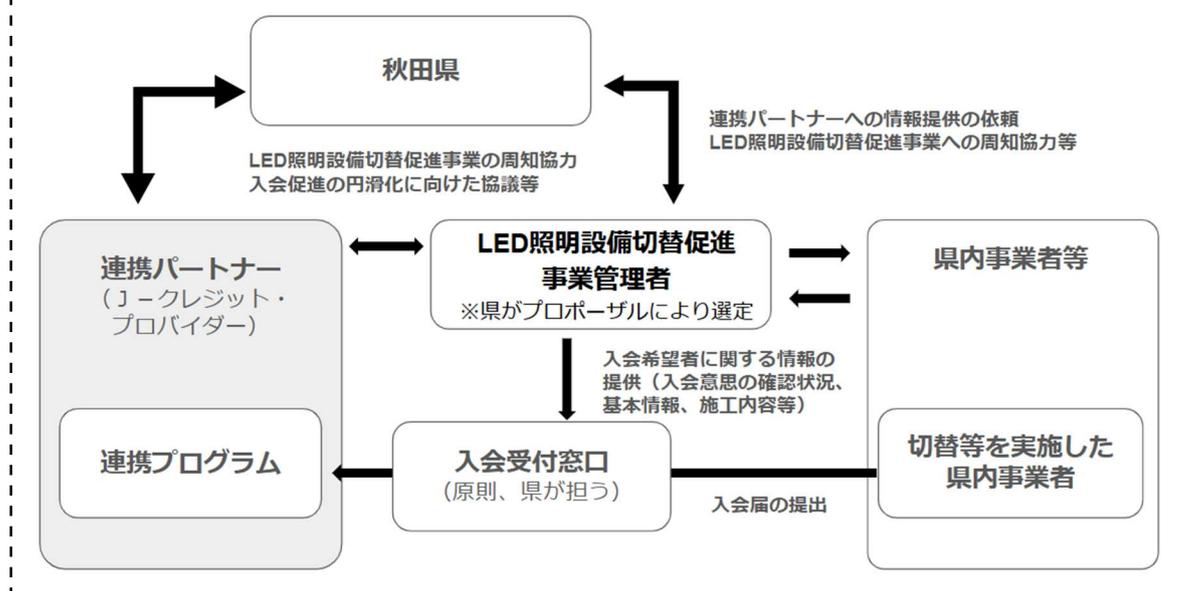
（想定されるリスクの例）

- 県が脱炭素支援施策を実施する際に、環境価値の権利の放棄を認めない国の補助金等を財源として実施する場合があります、県の脱炭素支援施策から誘導できる入会希望者数が想定よりも減少する可能性がある
- 本事業での入会者数を想定して、Jークレジット販売益から得る手数料を算定するが、退会者が多い場合には、見込んでいた利益を得ることができない等

(8) 県が別に実施する脱炭素支援施策への協力について（様式4別紙8）

本事業を実施するに当たって、県が別に実施する脱炭素支援施策（LED照明設備切替促進事業等）の周知協力やJークレジット制度に関する説明会等への講師派遣のほか、県と連携して脱炭素支援施策に取り組む民間事業者への必要な情報提供など、連携プログラムの入会促進に向けた県及び関係者との協力体制について、具体的な提案を行うこと。

【県が別に実施する脱炭素支援施策との関係イメージ図】



(9) 追加提案事業について（任意様式）

本事業のほかに、事業の実施期間内において、県内企業による脱炭素アクションの実践拡大につながる事業アイデアがある場合は、事業の概要や想定される効果、実施に際しての自社の強み、実施スケジュール等を資料（A4片面カラー刷りで4ページ以内）にまとめて提案すること。

なお、追加提案事業は、本プロポーザルにおいて参加者の企画力及び連携による県事業の発展可能性を評価するために提案を求めるものであり、協定締結後の実施を確約するものではないことに留意すること。

(10) 本事業の収支見込等（任意様式）

本事業に関する収支見込、手数料率及び手数料率算定の基礎となる資料を提出すること。

(11) 企画提案書の作成に当たっての注意事項

- 様式4の右上の「識別記号」枠は何も記載しないこと。
- 企画提案書（様式4）の書類に、会社名、ロゴマーク等、提案者の名称を識別又は推定できる文言等を記載しないこと。
- 本文に使用する文字のフォントサイズは、原則として10.5ポイント以上とすること。

10 企画提案書の審査

(1) 選考方法

連携パートナーの選考は、事務局（秋田県生活環境部温暖化対策課）及び審査委員会において、書類審査及びヒアリングを実施し、提案内容や提案者の実績等について多角的に審査し、最も優れた提案をした提案者を選考するものとする。

① 書類審査

参加資格を有する提案者の数が5者以上の場合は、事務局が書面による事前審査を実施する。事前審査では、事務局が企画提案書等を採点し、審査委員会に参加する4者を選考する。書類審査の結果は、5月下旬を目途に提案者全員に通知する。

なお、本審査を通過しない者は審査委員会に参加することができない。また、書類審査を実施しない場合は、5月下旬を目途に次の②の審査委員会の実施を通知する。

② 審査委員会

県が設置する審査委員会において、企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答による審査を行い、最優秀提案者を協定締結候補者に選定する。審査委員会は、令和8年6月中旬に県庁にて実施する予定であり、詳細は提案者に別途通知する。

(2) 提案書の審査項目及び審査基準

「（別表）審査基準」に掲げる項目及び基準により総合的に評価する。

11 選考結果

審査委員会の選考結果は、応募者全員にメール及び郵送で通知する。

12 提案の無効に関する事項

提案者が次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 前記3に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (2) 所定の日時及び場所に提案書を提出しないとき。
- (3) 単独で応募した法人が、共同事業体の構成員となって別で応募したとき。
- (4) 共同事業体の構成員が、単独での応募又は他の共同事業体の構成員として、重複して応募したとき。
- (5) その他、提示した事項及び本プロポーザルに関する条件に違反、あるいは不適切な行為があったとき。

13 協定

審査委員会において最優秀提案者に選ばれた提案者を協定締結候補とし、業務内容の詳細及び協定条件等について協議し、合意したのちに協定を締結する。

なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

(1) 協定期間

協定締結の日から令和19年3月31日までとする。

なお、クレジット認証対象期間の延長等により事業の実施期間が令和19年3月31日以降にずれ込む場合は、協議により協定期間を延長することができる。

(2) 留意事項

① 採用された提案書の内容については、必要に応じて内容の一部変更・修正を行う場合がある。

② 業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託する場合はこの限りではない。

③ 著作権

作成される成果物の著作権等の取り扱いは、次に定めるところによる。

ア 本事業により作成された業務の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、県に帰属するものとする。ただし、成果物に連携パートナーまたは第三者の著作権が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする

イ 本事業の成果品等に、連携パートナーが従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれている場合には、権利は連携パートナーに留保されるが、県は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

ウ 連携パートナーは、県に対し、著作権人格権を行使しないものとする。

14 その他

- (1) 企画提案に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出書類は返還しないものとする。
- (3) 提出期限後の参加申出書又は提案書の再提出及び差し替えは認めない。

- (4) 企画提案に使用する言語、通貨、単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限るものとする。

(別表) 審査基準

審査項目		配点	審査基準
事業主体 【25点】	実施体制	25	本事業を効果的に実施できる体制がとられているか（技術者、専門員の配置、組織、人員、サポート体制等）。
	事業実績		省エネ・再エネ方法論のプログラム型プロジェクトを有しており運用実績を有しているか（EN-S-006の方法論のプログラムは必須）。
	財務状況		事業者の経営状況は安定しているか。
事業内容 【50点】	入会希望者の募集（広告宣伝）	50	入会件数を拡大するために効果的、効率的な広告宣伝の手法（使用する媒体）や内容となっているか。
	地域貢献		<ul style="list-style-type: none"> 過去に他の地方自治体と連携して実施した類似事業において、どのような形で地域貢献を果たしてきたのか 本事業で想定している地域貢献の手法は、本県における脱炭素施策の方針に合致しているか
	問合せ対応		<ul style="list-style-type: none"> 県が行う受付業務へのフォロー体制は万全か 事業全体の問合せ、苦情、トラブルに対応できる運用体制、運用方法がとられているか。 専門的知見を有する者による、人員研修、マニュアル作成等の対策がとられているか。
	リスク管理		想定されるリスクへの対応策が講じられているか（退会者を減らす方策、入会手続きやモニタリングに関するトラブル防止策（想定される全般的なトラブル防止策）、販売先の確保等）
	県が別に実施する脱炭素支援施策への協力		県が別に実施する脱炭素支援施策（LED照明設備切替促進事業等）の周知、J-クレジット制度の理解促進を図るためのセミナーへの出席及び説明、その他県及び関係機関が実施する連携プログラムへの加入促進につながる取組への協力が可能か。
事業計画（総合評価） 【25点】		25	事業内容の創意工夫、具体性、実現可能性等（入会者の募集からクレジット創出・販売、販売益の配分までの円滑な事業運営、連携パートナーが一定のリスクを負うか等）を含めた本事業全体の総合評価。
基本審査項目の合計		100	
追加提案事業（加点要素①）		5	本事業のほかにも、県との連携により県内事業者の脱炭素アクションの実践拡大につながる事業展開の構想を有しており、連携パートナー協定によって将来的な脱炭素支援施策の発展性が見込まれるか。
J-クレジット認証及び販売実績（加点要素②）		5	本事業に類似した事業においてJ-クレジットの認証及び販売の実績があり、本事業においてもJ-クレジット認証と販売を安定的かつ効果的に実施可能であると認められるか。

(加点要素③賃金向上、加点要素④女性の活躍推進の確認方法)

評価項目	区分		提出書類	
			税務申告に基づく場合	県域で一つの事業者とする場合
賃金水準の向上	給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	役員及び従業員が対象	ア給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	イ税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類（写し可）
		役員を除く従業員が対象	ウ税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類（写し可）	エ税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類（写し可）
	「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		「パートナーシップ構築宣言」の写し	
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出		労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し	
	えるぼしチャレンジ企業認定		知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定証の写し	
	法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）		労働局長が交付する認定通知書の写し	
	秋田県知事表彰の受賞		表彰状の写し（写真可）	

- 美の国あきたネットに「税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類」の参考様式を示しています。
- 「賃金水準の向上」におけるアからエの算出方法は提案事業者が決定します。一度決定した算出方法は変更することができません。